イ　郵送による申請の場合　上記⑴イにおいて取得した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、下記⑶の書類を添付して、別記に掲げる提出場所に書留郵便により郵送するものとする。

ウ　電子メールによる申請の場合　上記⑴イにおいて取得した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に、下記⑶の書類を添付して、別記に掲げるメールアドレスに電子メールを送信するものとする。

ただし、２⑷のとおり、２⑴及び⑵の期間後から申請を受け付けるものとする。

⑶　添付書類

ア　建設工事

①　営業所一覧表

②　総合評定値通知書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、審査基準日が令和７年６月16日以降のもの（２⑷の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のもの）であり、かつ申請日の直前のもの。

③　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その２に加え、その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３か月前までの間のものに限る。）

④　共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合に限る。）

イ　設計・コンサルティング業務

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　登記事項証明書の写し

④　業務に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類又はその写し

⑤　申請者が法人の場合にあっては、申請日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人の場合にあっては、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その２に加え、その３又はその３の２若しくはその３の３）の写し（発行日が申請日の３か月前までの間のものに限る。）

⑷　日本語訳の付記等　この公示により提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

４　競争に参加することができない者

⑴　建設工事

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者

イ　建設業法第27条の23第１項の規定による審査を受けていない者

ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑵　設計・コンサルティング業務

ア　予決令第70条の規定に該当する者

イ　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者

ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査　一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の等級の格付けは、建設工事の種類ごとに「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、予定価格の金額に応じ、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃの３等級に格付けする。

⑵　設計・コンサルティング業務についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査　一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の資格の決定は、業種区分ごとに大臣決定第33条に掲げる資格審査の項目により算定して得た点数を付与した上で、審査し決定する。

６　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

令和９年４月１日から令和11年３月31日までとする。ただし、随時の受付においては資格の認定があった日から令和11年３月31日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「手続開始決定者」という。）は、文教施設企画・防災部長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。なお、手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することができない。

⑶　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。

ア　申請者が経常建設共同企業体である場合。

イ　申請者が事業協同組合であり、かつ、官公需適格組合の証明を受けている組合であって、資格審査の項目の適用に当たり構成員の指定を行う場合。

ウ　申請者が合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

エ　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

オ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑷　次に掲げる場合の設計・コンサルティング業務の申請については、郵送に限るものとする。

申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。

別記

郵送による申請の提出場所

〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係　電話番号03―5253―4111　内線3699

電子メールによる申請の提出先

k-shikaku@mext.go.jp

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係